

年表：私たちの負の遺産

1900年	精神病患者監護法 ・私宅監置を合法化し、原則として家族を監護義務者に設定
1918年 4千8百床	呉秀三「私宅監置/実況」刊行 ・「此病ヲ受ケタル/不幸/外ニ、此邦ニ生ラル/不幸ヲ重ルモト云フベシ」
1950年 1万9千床	精神衛生法 ※草案作成：日本精神病院協会 ・私宅監置の禁止 ・措置入院、同意入院(今の医療保護入院)の制度開始
1952年 2万6千床	抗精神病薬クロルプロマジン発見 ・日本でも1955年から使用開始
1954年 3万8千床	厚生省が必要病床数を35万床と試算 ・民間精神病院設立への公的補助制度開始
1958年 7万4千床	精神科特例が発令 (発医第132号) ・精神病院の医師数は一般病院の1/3、看護師数は2/3と規定 →日本精神病院協会の反発を受け、医師数は更に減少可能に
1960年 9万5千床	医療金融公庫法施行、融資開始 ・特別融資枠により全融資額の4割を精神病院へ
1961年 10万6千床	精神衛生法一部改正 ・措置入院の国庫負担率が5割→8割へ 公衆衛生局長通知 (第729号、いわゆる“経済措置”) ・家族の経済的事情に配慮した措置入院を認めるよう指示
1963年 13万6千床	アメリカ ケネディ教書 ・精神病棟への絶望的長期収容を国が反省
1964年 15万4千床	ライシャワー事件 ・アメリカ駐日大使が精神疾患を持つ若者に刺される
1968年 22万6千床	WHOクラーク勧告 ・日本の精神保健について、精神病院が入院・隔離拘束で収益を上げていること、病床増大による国家財政への圧迫、精神科医が国際レベルにないこと、行政の無策などを厳しく警告、厚生省に数々の具体的な改革案を提示。
1969年 23万8千床	安田病院の患者虐待・致死事件等多くの精神病院問題の告発 → 精神神経学会声明 ・「精神病院に多発する不詳事件に関連し全学会員に訴える」
1970年 24万7千床	「ルポ・精神病棟」が朝日新聞に連載 (大熊一夫) ・入院患者として精神病院に潜入、実態を暴く
1978年 29万5千床	イタリア 180号法：世界初の精神病院廃絶法 ・精神病院の漸次閉鎖、地域精神保健サービス網の展開
1984年 33万1千床	宇都宮病院事件発覚 ・国際NGOの障害者インターナショナルと国際法律家委員会 が日本を査察
1985年 33万5千床	国連差別防止少数者保護小委員会 ・厚生省精神保健課長「宇都宮病院事件は少数事例。1500病院の大部分は健全」と弁明
1988年 35万2千床	日本は精神病床数35万を達成
1993年 36万2千床	大和川病院の超悪徳患者虐待(第3次安田病院事件)発覚 ・詳しくは本しおり6~7頁をご覧ください
2016年 33万4千床	現在に至る

劣悪な施設基準
が今に至る

暴力団やコンニ
ャク業者も、精神
病院経営に参入

時の首相も世論
も「精神障害者は
危険、入院させ
よ」と大合唱

厚生省は
完全に無視

目次 / 討論のしおり

1. 映画『精神病院のない社会』をなぜ作ったのか（大熊一夫）	2
2. 映画から考える日本の精神保健（大熊一夫）	
(1) 措置入院制度は本当に必要か	4
(2) 監獄型治療装置の怖さ知る	5
(3) 大和川病院の無法はなぜ許された？	6
(4) 宇都宮病院の闇の深さ	8
(5) 牧畜業者発言は劣悪病院大発生の前夜	9
(6) 精神保健のコスト年1兆8千億円は誰が負担しているのか	10
(7) 精神病院に代わる治療装置	11
(8) 院内作業のタダ働き是か非か	12
(9) 公的責任の国 自己責任の国	13
3. 精神医療変革の具体的アクションを共に起こしませんか（伊藤順一郎）	14
4. 地域精神医療の現場からの声（伊藤順一郎）	
(1) 隔離・身体拘束はこんなに増えている	16
(2) 入院者の47%が身体拘束された！	17
(3) 日本の多剤大量処方理由	18
(4) やればできる！投与量の減少	19
(5) 「家族が」「当事者が」望む精神保健	20
5. 『精神病院のない社会』への道しるべ（大熊一夫）	22
6. トリエステ型サービスを全世界へ（ロベルト・メッツイーナ）	23
7. 年表：私たちの負の遺産（日本のMattoの町を考える会）	30
8. 映画『精神病院のない社会』を観てくださった皆さまへ（福井里江）	31

映画「精神病院のない社会」討論のしおり 2018年12月 発行

発行元 日本のMattoの町を考える会

大熊一夫（代表, ジャーナリスト） 伊藤順一郎（副代表, 精神科医） 福井里江（事務局長, 臨床心理士）

お断り：本書をコピーして討論会等で使用したり、デジタルデータ化したりする等の行為は、著作権法第30条（私的使用）に該当しないため、違法となります。